



『巣ごもり時代の食欲の秋』



秋といえば食欲の秋。ただ、外食は少し控えたい…そんな方に、各地のご当地グルメをオンラインで購入されてみるのはいかがでしょうか？様々な団体がコロナウイルスの影響による過剰在庫から食品事業者を守るために、特設の購入サイトを立ち上げています。各地の人気商品が思わぬ価格で購入でき、さらには事業者への支援も行えるという、まさに一石二鳥の取り組みですね。石川県も海産物など様々なお取り寄せが出来ますので、私も購入してみようと思います。

さて、「めがね税理士通信」2020年9月号をお届け致します。税金や経営、相続などのお役立ち情報とともに、事務所の近況もお伝えします。内容についてご質問などがございましたら、お気軽にご連絡ください。

めがね税理士の厳選税務

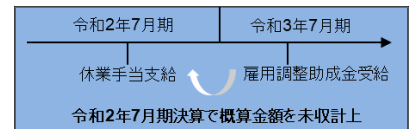
今月はここを
チェック！！

雇用調整助成金の法人税法上の取り扱い

新型コロナウイルスの影響により売上が減少したことにより国や県からの各種給付金を受給をするケースが多いかと思えます。そのなかでも**雇用調整助成金**は、収益計上時期や所得拡大促進税制の適用といった**法人税法上の注意点**があります。そこで今回は雇用調整助成金についての法人税の取り扱いについて取り上げていきます。

雇用調整助成金の収益計上時期

- 雇用調整助成金の収益計上時期は、**給付の原因となる休業の事実があった日の属する事業年度**の益金の額に算入します。
- 休業手当を支給することになった休業に対応する月と雇用調整助成金を受給する月で**事業年度が異なる場合には、休業に対応する月に属する事業年度**で雇用調整助成金額を**未収計上**を行う必要があります。
- 仮に申告期限までに支給決定の通知が届かない場合には、**概算の受給金額**で**未収計上**を行う必要があります。



例：決算日が7月の場合

所得拡大促進税制の適用への影響

- **所得拡大促進税制**とは青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で**前年度より給与等の支給額を増加**させた場合にその**増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除**できる制度です。
- 当該制度の適用可否の判断の計算に用いる「給与等」は基本的には源泉徴収の対象となる給与や賞与が該当し、今回の新型コロナウイルスでの営業自粛に伴う**休業手当も計算対象**に該当します。
- 一方で、所得拡大促進税制では、**給与等に充てるため他の者から支払いを受ける金額がある場合にはその金額を控除**する必要があります。そのため、雇用調整助成金として支給される金額あるいは支給される見込みのある金額については、所得拡大促進税制の計算上は**増加した給与等の金額から控除する必要があります**のでご注意ください。

オンデマンド研修受講中！

むかいアドバイザーグループの石井です。弊所では8月13日から4日間の夏休みでした。今年の夏はご自宅でのんびりと過ごされた方も多かったのではないのでしょうか。我が家は自宅前でのこじんまりとしたBBQと花火が今年が一番のイベントでした。さて、続くコロナの影響のため例年であれば集合形式で行われる研修も今年はオンデマンド形式へと切り替わりました。画面越しでも講師の方の熱量がしっかりと伝わってきます。わからないところを何度でも戻して見ることが出来る点は大きな魅力ですね。引き続き研修にしっかりと励みつつ、お客様のお力になれるよう精進していきたくと思います！



人間の生命は尊い。尊いものは誰もが尊重しなければならぬ。ところが、自分の生命の尊いことはわかって、他人の生命もまた尊いことは忘れがちである。ともすれば私心に走り私利私欲が先に立つ。しかし、これではほんとうに、お互い相互の繁栄は生まれにくいであろう。やはり、ある場合には自己を没却して、まず相手を立てる。そうした考えにも立って見なければならぬ。これはいわば双方の生かし合いではなからうか。おたがいに、ひろく社会の繁栄に寄与するため、おたがいを生かし合う謙虚なものの考え方を養いたい。

(引用「道をひらく」松下幸之助 PHP 研究所)



たかこサンの相続相談室



『財産管理委任契約』

Aさん：今はまだ元気ですが、今後、身体が利かなくなるともかもしれません。近くに頼れる親族がいないので、そうなった場合に自分で財産を管理していくことに不安を感じているのですが、何か良い方法はないでしょうか？

たかこサン：判断能力に問題がなくても財産管理に不都合が生じている場合は、財産管理委任契約を締結することで、信頼できる人に財産管理を任せられます。

この契約のメリットとしては、①判断能力に問題がなくても利用できること、②代わりにやってもらいたい財産管理の内容や管理方法を自由に決めることができることが挙げられます。

財産管理委任契約で任せられることには、以下のようなものがあります。

- ① 通帳・印鑑などの管理
- ② 権利証など重要書類の管理
- ③ 医療費、施設費、公共料金等の支払に関する事務
- ④ 入院契約、施設入所契約等の身上監護に関する契約の締結や解除

ご本人の判断能力に問題がないことが前提の契約であるため、受任者（財産管理を任された人）が適切に管理しているかどうかの監督は、ご本人が行います。

また、デメリットとして、①成年後見制度のような取消権がないこと、②財産管理契約の受任者であり代理権があっても、ご本人への確認なしでは進められない手続きが存在することが挙げられます。

契約の内容が曖昧だと後々トラブルになる可能性もあるので、リスクを減らすために公正証書での作成をお勧めしています。

また、財産管理委任契約をした時点では判断能力に問題がなくても、年月が経つにつれて判断能力が衰え、受任者を監督することができなくなる恐れがあります。そのような場合に備えて任意後見契約も同時に締結し、ご本人の判断能力が衰えた時には、財産管理委任契約から任意後見契約へスムーズに移行できるような契約内容にしておくのが良いでしょう。



税務セカンドオピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。

さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただきます。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください！

➤ ご相談事例

- ① 相続や事業承継の対策を打ちたい
- ② 経営改善について客観的なアドバイスを受けたい
- ③ 株式や不動産の移動などの資本政策について相談したい
- ④ 税理士が高齢又は担当が税理士ではなく相談しにくい

お気軽にご相談ください 受付時間 9:00~21:00(平日・土日祝)
無料相続相談のご予約はこちら **0120-779-155**



発行元



つねに むかいに

むかいアドバイザリーグループ

むかい税理士法人 / むかい司法書士事務所 / むかい行政書士法人
むかいアドバイザー株式会社 / 石川金沢相続サポートセンター

【代表者】税理士・行政書士 向 智大 / 税理士・司法書士・行政書士 向 貴子
【所在地】〒920-0043 石川県金沢市長田2丁目24番33号

【TEL】076-254-0301 (受付時間: 平日 9:00~18:00)

【FAX】076-254-0302 【Email】info@mukai-group.com

【HP】

- むかいアドバイザリーグループ → <http://www.mukai-group.com>
- 石川金沢相続サポートセンター → <http://www.auberge-sanglier.com>
- 石川金沢家族信託サポートセンター → <https://kanazawa-kazokushintaku.com>